

1 1 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 議 事 録

平成29年11月21日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出 席 委 員

谷 口 学 委 員 長
和 泉 慎 次 委 員
福 田 知 弘 委 員

大谷佐知子委員長職務代理者
安 達 友 基 子 委 員
梶 谷 尚 義 教 育 長

出 席 説 明 員

羽 間 功 学 校 教 育 部 長
服部高佳教育委員会理事(学校教育担当)
島田雅弘学校教育部長指導室長兼務
野田健司教育政策室長
大江慶博教育センター所長
中村美和教育総務室参事
小西正晃まなびの支援課長
西本安秀文化財保護課長
脇谷貴文放課後子ども育成課長

木戸誠地域教育部長
岸上孝司学校教育部次長教育総務室長兼務
落俊哉地域教育部次長
橋本健一保健給食室長
前田隆男青少年室長子育て青少年拠点夢つながり未来館副館長兼務
沖田孝行教育政策室参事
長八七代中央図書館参事
坂原元一文化財保護課参事
杉山裕幸教育政策室係員

記 録 者

宇山聡範教育政策室主査

1 1 月定例教育委員会会議 議事録

午後 3 時 3 0 分 開 会

- 谷口学委員長 ただ今から 1 1 月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に和泉慎次委員、福田知弘委員を指名いたします。
記録者に宇山聡範教育政策室主査を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 沖田孝行教育政策室参事 本日の傍聴席の設置可能数は 5 席でございます。現在傍聴希望者はいらっしゃいません。
- 谷口学委員長 それでは、本日の傍聴は 5 名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 谷口学委員長 異議なしと認め、本日の傍聴は 5 名まで許可します。
それでは、議事日程に従いまして、日程第 1 議案第 6 2 号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 小西正晃まなびの支援課長 日程第 1 議案第 6 2 号「吹田市地区公民館長の委嘱について」御説明申し上げます。
地区公民館長の委嘱につきましては、社会教育法第 2 8 条の規定により教育長の推薦により教育委員会が任命することになっております。
今回の地区公民館長の委嘱につきましては、新任の方 1 名と再任の方 1 名について委嘱するものでございます。
恐れ入りますが、次ページ教育長からの推薦書を御覧ください。
はじめに、吹三地区公民館の山上好廣様は、6 8 歳、新任の方で、内本町コミュニティセンター常任委員をされており、現在も地域で御活躍中の方でございます。
委嘱期間につきましては、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日までの 2 年間でございます。
吹田東地区公民館の柳浩敏様は、6 3 歳、吹田東地区公民館企画運営委員をされており、また、平成 2 1 年 1 2 月から平成 2 3 年 1 1 月まで、吹田東地区公民館長を務められておりました。
委嘱期間につきましては、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日までの 2 年間でございます。
今回の被推薦者は、いずれも各地区公民館の区域内にお住まいの方でございまして、それぞれ地区公民館の企画運営委員の皆様からも御推挙いただいております。
今回の委嘱によりまして、地区公民館長の男女別館長数は、男性が 1 8 名、女性が 1 1 名で男性が 1 名増えております。
以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきま

谷口学委員長
全委員
谷口学委員長

すよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第62号「吹田市地区公民館長の委嘱について」を承認します。

次に、日程第2 議案第63号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

長八七代中央図書館参事

日程第2 議案第63号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

この度委嘱いたしますのは、図書館協議会委員の任期満了に伴い、現任委員の再任が6名、新たに委嘱の委員が4名、計10名につきまして、図書館協議会委員の委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、次のページの被委嘱者名簿を御覧ください。

まず始めに10名の委員の選出区分でございますが、家庭教育関係者が1名、社会教育関係者が2名、学校教育関係者が2名、学識経験者として5名、うち2名は一般市民からの公募委員でございます。

次に、再任の委員でございますが、1番目の久保様と2番目の佐中様、及び、4番目の上野様から7番目の柴田様まで6名の方が再任委員でございます。再任ですので、説明は省略させていただきまして、新たに委嘱いたします委員の方について御説明申し上げます。

新たに委嘱いたします委員の方は4名となります。

上から3番目の野々上律子様は、吹田子どもの本連絡会より御推薦いただきました。同会の代表者で社会教育関係者として委嘱するものです。

下から3番目の広瀬義徳様は、関西大学文学部の教授で学校教育を専攻されています。

その下の林口浩士様と次の西野稔様は、今期の公募による委員でございます。

広瀬様、林口様及び西野様は学識経験者として委嘱するものです。

委員の任期につきましては、平成29年12月1日から平成31年11月30日までの2年間でございます。

今回の委嘱に伴います男女別委員数は、女性3名、男性7名で計10名になります。

なお、図書館協議会につきましては、図書館法第14条の規定に基づき、図書館長の諮問に応じ、また意見具申などの職務を行うこととなっております。市民公募委員2名を含む10名の委員から構成され、年3回の会議を行っておりまして、図書館のホームページで、会議録など過去の活動経過を御覧いただけます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議賜り、原案通り御承認いただきますようお願い申し上げます。

谷口学委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

全委員
谷口学委員長

異議なし。

異議なしと認め、議案第63号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第3 議案第64号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課参事

日程第3 議案第64号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

この度委嘱いたしますのは、博物館協議会の公募委員2名が、11月30日をもって任期満了となりますので、この委員2名について新たに博物館協議会委員の委嘱をしようとするものでございます。

恐れ入りますが、次ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

八代健志様は、吹田市内にお住まいでございます。

喜田久美子様も、同じく、吹田市内にお住まいの方でございます。喜田様は2期目の任用となります。

以上2名の方でございます。

委嘱期間につきましては、平成29年12月1日から平成31年11月30日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、吹田市立博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が12名、女性が1名で合計13名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

谷口学委員長
全委員
谷口学委員長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第64号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第4 議案第65号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」から日程第8 議案第69号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」までを一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

沖田孝行教育政策室参事

日程第4 議案第65号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」から日程第8 議案第69号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」までを一括して御説明申し上げます。

この5つの議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によるものであり、施行日である平成27年4月1日に在職している教育長については、施行日以降においても、その委員としての任期が満了するまでは現行制度の教育長として在職することになっておりましたが、この度現教育長の教育委員としての任期が平成29年12月23日で満了し、同年12月24日から新制度に移行することに伴い、必要

な改正を行うものです。

それでは、議案第65号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

議案書を2枚めくっていただいたページでございます吹田市教育委員会事務局組織規則現行・改正案対照表を御覧ください。

第1条において、趣旨を対照表のとおり改め、職務代理にかかる第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条にするものです。

続きまして、次のページの議案第66号「吹田市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書を2枚めくっていただいたページでございます吹田市教育委員会公告式規則現行・改正案対照表を御覧ください。

主な改正点ですが、第1条において趣旨を対照表のとおり改めます。

第2条におきまして、委員会規則は、委員会の委員長を教育委員会規則は、教育長に改め、そのほか、軽微な文言の修正を行うものです。

続きまして、次のページの議案第67号「吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

議案書を2枚めくっていただいたページでございます吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則現行・改正案対照表を御覧ください。

こちらにつきましては、第1条における趣旨を対照表のとおり改めるものでございます。

続きまして、次のページの議案第68号「吹田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。

議案書を3枚めくっていただいたページでございます吹田市教育委員会会議規則現行・改正案対照表を御覧ください。

こちらにつきましても、新制度移行に伴い、教育委員長職が廃止されること、また委員長選挙がなくなることなどにより改正するものです。

対照表の1ページから7ページにかけての主な改正内容ですが、委員長の選挙にかかる部分を削り、教育委員会会議の招集や質疑などの議事にかかる事項で、委員長が行っていたことを教育長が行うことができるよう条文を整備します。

また傍聴人に関する事項や教育委員会会議の会期、議事録に関する事項などの条文の整備を行います。

最後に、議案第69号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書を2枚めくっていただいたページでございます吹田市教育委員会公印規則現行・改正案対照表を御覧ください。

こちらにつきましても、新制度において、教育委員長職が廃止されることに伴うものです。主な改正点ですが、対照表1ページを御覧ください。

第3条におきまして、委員長又は及び委員又はを削ります。

続いて、対照表3ページを御覧ください。

委員長印が廃止されることに伴い、第10条第2号を削り、第3号を第2号、第4号を第3号とし、そして、第13条第2号の委員長印を削り、第3号を第2号、第4号を第3号とし、同条を第11条とします。またそれに関連して、対照表5ページから7ページにかけての別表第2、第3を整備します。

そのほか、公印の事前押印、印影の印刷についてなど、軽微な文言の修正、整理を行ったものです。

なお、議案65号から議案69号までにつきましては、施行年月日を平成29年12月24日としております。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第65号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」から議案第69号「吹田市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」までを承認します。

次に、日程第9 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第70号「吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第9 議案第70号「吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

次ページの議案書を御覧いただきたいと存じます。

本案は、平成30年4月1日の供用開始に向け、新築工事が進んでいる南吹田地区公民館の位置の表示を変更するとともに、その公民館の名称を変更しようとするものでございます。

以下、改正案の内容につきまして、次ページの吹田市公民館条例現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

第2条第1項第8号でございますが、南吹田地区公民館の位置を変更するものでございます。

当該施設は、旧紀州製紙跡地の住宅開発に伴い、開発業者より提供を受けた土地へ移転するものでございますが、現在建設途中であり、住居表示が確定しないため、改正案は、地番で表示いたしております。

また、名称につきましては、これまで南吹田と表示していたものを同地域内にある小学校名と同じ吹田南に変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、南吹田地区公民館の供用開始日であります平成30年4月1日から施行することといたしております。

なお、参考資料といたしまして、南吹田地区公民館の位置図を添付して

谷口学委員長
全委員
谷口学委員長

小西正晃まなびの支援課長

おります。

以上が本案の提案理由及びその概要でございます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第70号「吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第71号「平成29年11月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第9 議案第71号「平成29年11月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた平成29年11月議会に提案される平成29年度補正予算案にかかる議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

債務負担行為補正の追加についてでございますが、これは、学校教育部指導室が所管いたします「中学校及びすいたえいご kids 英語指導助手派遣業務」につきまして、平成30年度当初から実施するにあたり、平成29年度中にプロポーザル方式による契約候補者を選定する必要があるため、お示しのとおり、期間を平成29年度から平成30年度までとしまして、限度額の29,575,000円を計上するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る平成29年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第71号「平成29年11月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第10 教育長報告を議題とします。

内容は「平成29年度補正予算（放課後子ども育成課所管分）について」です。

事務局の説明を求めます。

日程第10 教育長報告「平成29年11月吹田市議会定例会上程の平成29年度補正予算（放課後子ども育成課所管分）について」を御説明申し上げます。

（款）民生費、（項）児童福祉費、（目）留守家庭児童育成費238,000円の増額でございます。

内容といたしましては、（節）償還金、利子及び割引料の増額でございま

谷口学委員長
全委員
谷口学委員長

中村美和教育総務室参事

谷口学委員長
全委員
谷口学委員長

脇谷貴文放課後子ども育成課長

谷口学委員長
全委員
谷口学委員長

して、平成28年度の国庫補助、子ども・子育て支援交付金及び子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金におきまして、事業の実績額が交付申請時の額を下回り、返還金が生じたため、補正予算を組み、過年度分国庫支出金返還金として国へ返還しようとするものです。

以上、御報告申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

意見が無いようですので、教育長報告を終わります。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後3時50分